

町県民税、所得税の申告はお早めに

町県民税、所得税の申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されます。その所得金額は、納税者自ら計算し、下記の説明を参考に、該当する人は2月18日(月)から3月17日(月)までに申告してください。

申告は1年間に生じた所得金額と税額を確定させる大切な手続きです。相談日や申告期限間近には、会場が混雑します。申告は自分で記入できる箇所は記入し、必要な書類を必ず持参してください。



◎申告が必要な人は？

- ①平成19年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得以外の所得金額(年金・事業・不動産など)との合計額が20万円を超える人
- ④事業(農業や営業など)所得や不動産所得がある人で、所得金額が20万円を超える人【事業所得のある人は、平成19年中の収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する収支計算が必要となります。このため、収入・経費に関する書類(販売金額領収書など)の整理をしてから申告してください】

- ⑤年末調整などで、扶養控除や配偶者控除などを誤って適用した人
- ⑥収入が公的年金のみで、配偶者控除や社会保険料控除などの各種控除を受けようとする人
- ⑦町県民税については、平成19年中の給与所得以外の所得金額(事業・不動産など)の合計が20万円以下の人であっても申告が必要です。また、所得がない人でも国民健康保険に加入している人や、所得に関する証明書を必要とする人は申告してください。

◎申告をすると税金が戻る人

次のいずれかに当てはまる人は、源泉徴収された税金が申告により還付されます。

- ①給与所得者・年金所得者などで雑損控除や医療費控除、寄附金控除などを受けることができる人(医療費控除は平成19年中に支払った医療費が、保険金などで補てんされる金額を差し引いても10万円を超える人)
- ②平成19年の途中で退職した後、就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人

◎申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②給与、年金などの源泉徴収票(原本)
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険・個人年金・地震保険・国民年金など)
- ④医療費の領収書(医療費控除)
- ⑤寄附金の受領証(寄附金控除)
- ⑥金融機関の通帳(還付を受ける人、本人名義に限る)
- ⑦口座振替で納税を希望する人は、本人名義の通帳とその通帳の届出印(新規・変更の人)

- ③給与所得者で、年末調整を受けていない人で所得控除(生命保険料など)がある人
- ④住宅ローンなどを利用して、住宅の新築、増改築をした人
*給与所得者の場合、住宅借入金等特別控除1年目の人(2年目以降は勤務先などで年末調整により控除を受けます)
*住宅借入金等特別控除は、一定の条件(床面積・返済期間など)を満たす必要がありますので、注意してください。

◎町県民税、所得税の申告相談日程

と き	対象地区	ところ
2月18日(月)～3月17日(月) 土・日曜日を除く	朝日地区	本庁税務課
	宮崎地区	宮崎総合事務所住民生活課
	越前地区	越前総合事務所住民生活課
	織田地区	織田総合事務所住民生活課

※本庁税務課では、朝日・宮崎・越前・織田地区の申告相談ができます。

◎平成19年分の所得税の主な改正事項です

- 平成18年分をもって、定率減税が廃止されました。
- 所得税の税率構造が次のように改められました。

課税される所得金額	税 率
195万円未満	5%
195万円以上 330万円未満	10%－ 97,500円
330万円以上 695万円未満	20%－ 427,500円
695万円以上 900万円未満	23%－ 636,000円
900万円以上 1,800万円未満	33%－ 1,536,000円
1,800万円以上	40%－ 2,796,000円

◎地震保険料控除の創設

・損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。これに伴い、短期損害保険料控除は廃止されますが、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料は控除の対象になります。

◎公的年金などを受給している人へ

国民年金や厚生年金などの公的年金を受給されたときは、「雑所得」となります。「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額がある場合は、確定申告で清算することになります。また、源泉徴収税額がない場合であっても、公的年金の雑所得と公的年金以外の所得とを合計した所得金額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える場合には、確定申告を行う必要があります。

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料	50,000円
長期損害保険料 (平成18年12月31日までに締結)	15,000円
地震保険料と長期損害保険料がある場合はその合計	50,000円

◎町県民税の住宅ローン控除について

税源移譲により、今まで所得税が減少したことにより、控除できてい

た住宅ローン控除額が減少する場合があります。平成18年末までに入居し、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある人で、所得税から控除しきれない額がある場合は、平成20年度分以降の町県民税から控除することになりますので、該当する人は平成20年3月17日までに申告してください。

◎年度間の所得変動に係る町県民税の減額について

税源移譲により、平成19年度町県民税の税負担が増えた分は、平成19年分所得税の税負担を減らすことで、税源移譲前の税負担と変わらないよう調整が図られています。平成19年分の所得が減って所得税が課税されなくなる場合には調整ができないことから、平成19年度町県民税額から、税源移譲で増額となった町県民税相当額を還付します。該当する人は平成20年7月1日から7月31日の期間に申告してください。

問合せ先
税務課
☎34-8709

